

令和5年度 小中学校長期研修員研修報告会実施要項

- 1 日 時 令和6年2月29日（木） 午後1時40分から3時50分まで
- 2 会 場 静岡県総合教育センター（掛川市富部456番地） 大研修室
- 3 内 容 小中学校長期研修員による研修成果の報告
- 4 対 象 義務教育課・各教育事務所関係職員、長期研修員所属市町教育委員会関係職員並びに所属校の校長及び教職員、県内の教職員、センター職員
- 5 主 催 静岡県総合教育センター

6 日 程

時 間	内 容
13:00 ～13:35	受付
13:40 ～13:45	開会 挨拶 静岡県総合教育センター専門支援部長
13:45 ～14:15	研究主題 学校教育目標に向けて実践・省察・改善ができる教員集団づくり —校内研修の目指す方向性を意識した授業実践による学び合いを通して— 湖西市立白須賀中学校 石原 諭 教諭
14:15 ～14:45	研究主題 特別支援教育に関する教員の専門性の向上 —通常の学級における学習上困難さがある生徒のための校内支援体制の機能促進をめざして— 長泉町立北中学校 岡 賢一郎 教諭
14:45 ～14:55	休憩
14:55 ～15:25	研究主題 多様な他者の考えに触れ、自己の考えを広げ深める児童の育成 —ICTを活用して他校、保護者、異学年とつながる授業実践— 島田市立伊久美小学校 杉本 渉 教諭
15:25 ～15:40	講評 静岡県総合教育センター所長
15:40 ～15:50	閉会 諸連絡

7 申込方法

各所属で参加者を取りまとめ、別紙1「令和5年度 小中学校長期研修員研修報告会参加申込書」を、電子メールで提出してください。参加申込書の様式は、センターホームページからもダウンロードできます。

【申込先】 静岡県総合教育センター専門支援部 研修課

アドレス:sogokyouiku-kensyu@pref.shizuoka.lg.jp

【メールの件名】「小中学校長期研修員研修報告会参加申込（所属名）」

【ファイル名】「小中学校長期研修員研修報告会参加申込（所属名）」

8 申込期限 令和6年2月5日（月）

9 配信について

報告会の動画及び報告書は、令和6年3月1日（金）から9月30日（月）までセンターホームページにも掲載します。

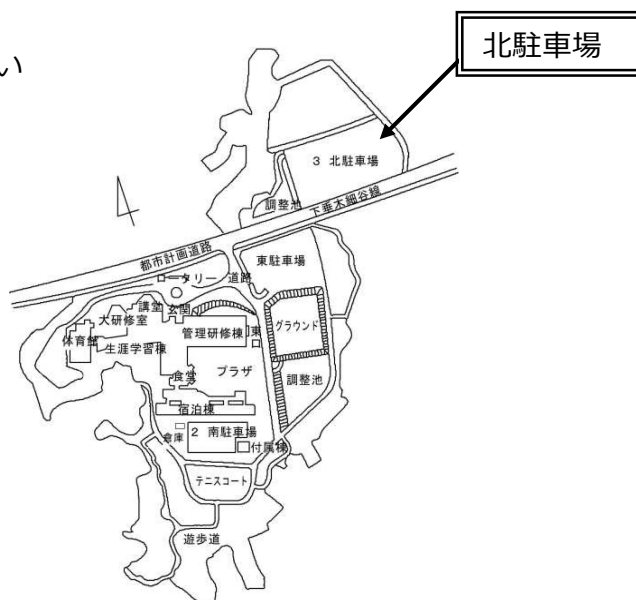
10 その他

- (1) 欠席、遅刻等については、静岡県総合教育センター総務企画・ICT推進課 企画・ICT推進班（0537-24-9706）まで連絡する。
- (2) 自然災害等による研修の中止等の情報は、静岡県総合教育センターで決定次第、センターホームページの「お知らせ」に掲載する
- (3) 報告会参加の際は別紙2「センター主催研修等の参加に係る留意事項について」に留意する。
- (4) 夏季は温室効果ガスの排出量抑制の観点から、必要に応じてノーネクタイ、ノー上着等の軽装による研修受講を可とする。また、冬季は感染症等予防のための換気を行うので、必要に応じて各自でひざかけ持参等の防寒準備をする。
- (5) 当面の間、センターの食堂は営業を休止している。
- (6) 交通案内

JR掛川駅から天竜浜名湖鉄道にて「いこいの広場」下車（徒歩8分）
自家用車の場合は、北駐車場（センター前の道を隔てた北側）を利用する。

駐車場

○北駐車場を御利用ください



令和 5 年度 小中学校長期研修員研修報告会参加申込書

必要事項を記入の上、電子メールで申し込んでください。

所属（学校）名	
所属電話番号	
メールアドレス 【所属代表メール】	
参加者の職名及び氏名	
職名	氏名
職名	氏名
職名	氏名
職名	氏名
職名	氏名

【申込先】 静岡県総合教育センター専門支援部 研修課
アドレス : sogokyouiku-kensyu@pref.shizuoka.lg.jp^{エル}

【メールの件名】 「小中学校長期研修員研修報告会参加申込（所属名）」

【ファイル名】 「小中学校長期研修員研修報告会参加申込（所属名）」

【申込期限】 **令和 6 年 2 月 5 日（月）**

センター主催研修等の参加に係る留意事項について

(静岡県総合教育センター)

センター主催研修等の参加に際しては、次の事項に留意する。

1 研修等参加前

- (1) コロナウイルス感染が判明しているものは、学校長と相談の上、原則参加を取りやめとする。
- (2) 次の事項に該当する場合は参加の取りやめを推奨する。
 - ・発熱等の風邪症状により体調不良である。
 - ・参加当日の総合教育センター会場における主体的な検温の結果、発熱がある。
- (3) 来所の際、混雑した電車やバスを利用する場合は、マスクの着用を推奨する。

2 研修等参加中

- (1) 研修員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、地域によって感染症が流行している状況下においては、研修員にマスク着用を促すことも想定されるため、研修員はマスク（不織布マスクを推奨）を携帯しておくことを推奨する。
- (2) グループワークの場面では、大声での会話は控える。声量を気かけずにグループワーク等に参加したい場合にはマスク着用するのが安心である。
- (3) 食事中は飛沫を飛ばさないよう、大声での会話は控える。なお、持参した飲食物のゴミは各自で持ち帰る。
- (4) 体調不良を感じた場合は、速やかに所員に申し出る。
- (5) 施設入場時及び施設間移動時には消毒液による手指消毒や、施設内での液体石鹸によるこまめな手洗いを推奨する。